# 不当要求防止責任者講習

受講のご案内

神奈川県警察本部刑事部 暴力 団 対 策 課

### 不当要求防止責任者講習を受講される方のために

### 講習主催者

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づいて、神 奈川県公安委員会から委託された(公財)神奈川県暴力追放推進センタ ー(以下「暴追センター」とします。)が主催しています。

## 目 的

神奈川県内所在の事業所ごとに選任された「不当要求防止責任者(以下「責任者」とします。)」が、暴力団との対応要領等を習得し、暴力団による様々な不当要求行為の被害を防止するために行うものです。

	別	選任時講習	○ 受講対象となるのは、新たに選任された責任者です。
			○ 選任届を提出した日から概ね1年以内に実施します。
		定期講習	○ 受講対象となるのは、責任者講習を受講されたことの
			ある責任者です。
種			○ 前回の講習受講から概ね3年ごとに実施します。
		臨時講習	○ 受講対象者となるのは、不当要求による被害防止のた
			めに特に講習を行う必要がある場合の事業所の責任者
			です。
			○ 必要の都度実施します。

# 選任の基準

届

- 事業所の代表者は、1事業所に一人の責任者を選任してください。 責任者が複数の事業所を兼ねる場合は、代表する1事業所のみの選 任届出となります。
- 責任者とは、この講習のために選任する方で、実際に講習に出席する予定の方のことです。
- 本社(店) … 総務課長又はこれに準ずる方 支社(店) … 次長又はこれに準ずる方 営業所(店) …所(店) 長相当職の方

## ① 「責任者選任届出書」を作成してください。

## のホーム〜

出

- ・ 届出書は警察署刑事課暴力犯係にあります。また、暴追センター のホームページから印刷することもできます。
- ・ 記入は、別添「責任者選任届出書記入例・要領」を参照してください。
- ② 事業所を管轄する警察署刑事課暴力犯係に届出書を提出してくだ さい。

① 神奈川県公安委員	会から責任者講習開催の約1か月前に、	「責任者講
習通知書(往復はが	き)」が届きます。	

責任者講習通知書には、受講日時、会場名などが記載されています。

## 講習の通知 受 講

② 責任者は、「責任者講習受講申込書(返信用はがき)」の申込欄のいずれかを〇で囲み、所要事項を記載の上投函してください。

受講日変更等をされたいときは、下記へお問い合わせください。

③ 講習当日には、「責任者講習通知書」を持参してください。 講習は無料で概ね3時間行います。

#### (2)

- ① 暴力団の現況と動向について
- ② 暴力団対策法(指定暴力団、暴力的要求行為の内容など)について

#### 講習の内容

- ③ 暴力団員に対する対応要領(基本的心構え、具体的対応要領、ビデオ映写など)について
  - \* 講習終了時、神奈川県公安委員会から、「受講修了書」が交付されますので、事業所や応接室など見やすい箇所に掲出してください。

## 変更の届出

○ 責任者に異動(退職・転勤など)が生じた場合、新たに責任者を選任し、「責任者選任届出書」を警察署に提出してください。

○ 選任した責任者が、既に責任者講習を受講されている場合(他県での受講も含みます。)は、届出書の受講経験「有」に○をして受講修了書の写しを添付してください。

#### \* 責任者講習についての詳細は、

暴力団対策課暴力団排除係 045-211-1212 内線 4534 へお問い合わせください。